

令和 7 年 八潮市農業委員会 2 月総会 議事録

1 開催日 令和 7 年 2 月 2 5 日 (火)

2 開催時間 午後 2 時 0 0 分から

3 会 場 J A さいかつ八潮八條支店 2 階会議室

4 出席委員 1 4 名

会長 1 番 小早川喜一

会長職務代理者 2 番 鈴木 新一

委員 3 番 大塚 一宏 1 0 番 松田 淳一

4 番 齋藤 富子 1 1 番 篠木 秀彦

5 番 福岡 達則 1 2 番 石井 清巳

6 番 飯山 敏行 1 3 番 関根 幸子

7 番 新井 孝美 1 4 番 荻野 透

8 番 鈴木 隆 1 5 番 臼倉 明久

5 欠席委員 1 名

9 番 田中 幸夫

6 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人の選任

第 3 書記任命

第 4 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請認定の件

議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

議案第 4 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 1 1 条において準用する
特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項
の規定による特定都市農地貸付の承認の件

7 転用等届出受理報告

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の件

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。ただいまより八潮市農業委員会2月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とございます。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名でございますので、定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、9番、田中幸夫委員より欠席の申出がございましたので、ご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

雨天の中を2月総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

八潮市も、皆さんも御存じのように、連日、八潮市、八潮市と連呼されまして、間違っても品川の八潮ではなくなってきました、まだ今なお対応には県をはじめ市のほうで苦慮しているところでございます。

そういう中で、今月24日に予定されておりました八潮駅前朝市は中止となり、そして3月に予定しております花桃まつりも中止となりました。

2月の頭に埼玉葛地方協議会のほうの研修がございまして、私と事務局で参加してまいりまして、佐野市の吉澤石灰工業でございしますが、ここを視察させていただきました。皆さんおなじみの苦土石灰とか、そういう肥料をつくっているところでございまして、当日は大変寒くて、雪がちらほらという中でございました。

その後、午後、茨城県猿島郡境町のほうへ視察に参りました。皆さんも御存じの方がいらっしゃると思いますが、境町は「住みたい田舎」ナンバーワンでございます。関東近辺でナンバーワンかもしれないですけども、今ナンバーワンです。若い人の移住が大変多くて、どういことがそういう原因になっているのかと申しますと、ふるさと納税がたしか24年で99億になる予定だそうでございます。ですから、この関東近辺で一番のふるさと納税を獲得しているところでございまして、では、どういうふうなふるさと納税なのかというと干し芋が大変人気らしいゅうございまして、あとウナギです。逆6次化と言っていましたけれども、

今何が人気があるのか、そこから遡っていくと干し芋である。干し芋をどうするか、その加工です。そして最終的に一次産業でそれを作らせる、こういう構造を取っているみたいです。公社を設立して、公社がそれを全て進めているのでございますけれども、干し芋は芋の20%、あとは全て残滓です。20%と言っていましたよね。その残滓をどうするのかと言ったら、乾燥させて家畜の飼料とかにしたのですけれども、思うようにさばけないみたいです。

長くなりますけれども、ちなみにここは移住して25年過ぎますと、その町の一戸建てに住みますと土地と家がもらえる、一戸建ての家賃が6万幾らと言っていました、そういうところですよ。町なかには運転手のいないコミュニティバスが走っています。そういうところです。

そして建物は今をときめく隈研吾さんのデザインの建物がたくさんあります。私、何日か前に見たのですけれども、群馬県の富岡市、ここが7年前に隈研吾さんに依頼して市庁舎を建て直したそうです。そしたらもう7年であちこち傷んできている、そういうニュースが載っておりまして、確かにそうなんです、変わったデザインで、あの方は木材をたくさん使いますのでそういう点が出てきたのかなと。その後帰りに道の駅のほうへ寄って帰ってきた次第でございます。

境町を知っている人に聞いたんですけれども、芋を作れ、芋を作れと言っているけれども、それほど所得が上がらないと言っていました。さっきウナギの話をしましたけれども、境町でウナギが取れるわけではないのです。福岡から既に一部製品になったウナギを仕入れて、境町で全部味つけを落とす。境町でまた再び味つけをして境町のふるさと納税の返礼品にしている、そういうやり方をやっているみたいで、まだ当分ふるさと納税は続くのだろうと思います、でもいつかは形が変わっていくのだろうと思うところでございまして、余分なお話をしましたけれども、幾つか審議をいただく案件がございますので、本日もよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、次に傍聴者の報告でございますが、本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 八潮市農業委員会 2月総会次第 | A 4 横 |
| ② 令和7年度四市町農政研究会合同研修会に関する意見聴取について | (資料 - 1) |
| ③ 令和7年度天気予定 | (資料 - 2) |

こちらは、毎年三郷市の〇〇会長からいただいておりますものですが、今年も、先ほど会長からのお話にありました埼玉葛地方協議会の視察研修会の際にいただいたものでございます。「令和7年天気予定」表になっておりますので、この表につきまし

ては三郷市の鷹野地区における天気予定ということですが、こちらを参考に、皆様の営農計画に役立てていただければと思いますので、お配りいたします。

- ④ 特定都市農地貸付の承認申請書 (資料 - 3 - 1)
- ⑤ 市民農園の開設方法 (資料 - 3 - 2)
- ⑥ 農地利用最適化推進 1・1・1 運動の活動報告について (資料 - 4)
- ⑦ 農業委員会活動記録簿 (2～3 月分)

以上、7 点になります。資料の漏れ等はありませんでしょうか。

ないので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第 3 の議事録署名人の選任でございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、6 番、飯山敏行委員、10 番、松田淳一委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第 4 の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第 1 号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5の議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件でございます。

番号1、譲受人住所、氏名、〇〇〇番地、〇〇〇〇、譲渡人住所、氏名、〇〇〇号、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、登記地目は田、現況、畑、地積の合計は〇〇平米、権利の内容としましては所有権移転（売買）でございます。

申請理由といたしましては経営規模拡大を図るということです。主に自家消費野菜と想定される場所ですが、小松菜、ネギ、キュウリなどそういったものを作付予定ということでございます。

こちらは12月総会で第17号議案としてお諮りした場所の〇側です。

場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。八潮市役所〇側出口を出まして〇折し、〇方向に向かいます。1つ目の〇〇の信号を〇折し、〇〇線になりますが、これを〇〇しまして、〇〇一つ前の丁字路の交差点を〇折し、〇〇方面に向かいます。1つ目の信号を〇折して、〇〇を通過した後、〇〇します。ここから〇キロメートルほど進んで〇折、〇〇メートル進んだ丁字路を〇折した〇側の土地、〇〇平米となります。

現地の様子は、参考に、12月総会でお諮りしたものと近いのですが、3ページにお示しさせていただいております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、新井孝美委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

18日に事務局から連絡があり、説明を受けました。

同日、現地調査をしてまいりましたけれども、1月上旬にこの申請する土地、業者の方がユンボ、トラクター、また勝手に生えた木とかを掘り返して、それを運ぶためのダンプを持ち運んで、きれいな状態で、いつでも種まきできるような状態で、何も問題はなかろうかと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がございましたが、何かご質問等、ご意見等がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

8 番、鈴木委員。

○8 番（鈴木 隆委員） 8 番、鈴木です。

この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、これは親戚とか兄弟とか何かつながりがあるのでしょうか。そうではないの、全く別の人ですか。

○7 番（新井孝美委員） うちには〇〇姓が多いので。

○8 番（鈴木 隆委員） 分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第 2 号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請認定の件、番号 1、申請人住所、氏名、〇〇〇番地〇〇、〇〇、取締役、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、登記地目は畑、現況も畑です。譲渡人が〇〇番〇〇号、持分 2 分の 1、〇〇〇〇、また、〇〇番地〇〇、〇〇、持分 2 分の 1、〇〇〇〇です。

次に、1 枚めくっていただき、5 ページをご覧ください。

許可申請の内容は、所有権移転（売買）でございます。

申請地の概要といたしましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模はおおむね 10 ヘクタール未満の第 2 種農地です。

申請目的は資材置場（販売用中古自動車）でございます。

次に、申請理由といたしまして、現在〇〇が賃貸している資材置場より使いやすい申請地を購入し、移転したいということで申請がありました。

資金計画・調達計画につきましては、土地購入費、また材料費につきましてご覧の金額を自己資金で賄うというのを残高証明書で提示がありました。

周囲の農地への被害防除につきましては、南側に水路がございまして、そちらに既設のフ

エンスがあります。隣接の農地側にはパイプに鋼板土留めを新たに設置し、転用するに当たり周辺農地に被害が生じないようにし、また、隣接する農地の方には承諾書をいただいています。万が一被害が生じた場合は速やかに善処するというふうに書面でいただいております。

次に、6 ページ目で場所の説明をさせていただきます。

市役所〇側の出口を出まして〇折し、〇〇の交差点を〇折、〇〇へ向かいます。〇〇の正面突き当たったところで〇折しまして〇〇のほうへ行きましたところを〇折します。堤防の道路を〇折した先の地図で着色したこの部分が申請地でございます。

さらに1枚めくっていただき、7 ページ目をご覧ください。こちらは土地利用計画図詳細図です。こちらの図面において上側が北側です。2枚図面があるうち左側、こちらが配置図で、右側が断面図です。断面図でも示した通り、整地程度で、大規模な土木工事は行わないことを数字上で示してもらっています。

現地の様子は8 ページ目です。南側からと北側から撮影しました。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

同議案につきまして、地区担当の6番、飯山敏行委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

先日、申請地を見てまいりました。ここはたしか家庭菜園等が非常に盛んな地域で、この申請地も家庭菜園として長く貸していたものになります。申請に当たりまして、ちょっと農機具等の倉庫等があったのですけれども、今はきれいになって整地しておりまして、なおかつ今耕うんまでされている状況で、問題はないのかなと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と6番、飯山敏行委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問等、ご意見等がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

ございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第3号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。

番号1、相続人住所、氏名、〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、被相続人住所、氏名、同じく〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在、地目については〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、登記地目と現況につきましてはご覧のとおりで、面積につきましては合計で〇〇平米、都市計画区域は市街化区域内で、生産緑地地区でございます。

被相続人の農地台帳記載の農地面積合計は〇〇平米です。

次に場所の説明をします。隣の10ページをご覧ください。

市役所〇側出口から〇〇通りを〇〇し、〇〇の脇〇〇メートルほど〇〇します。〇〇信号を〇折し、〇〇メートル進んだ〇〇交差点を〇折、〇〇通りを〇〇メートルほど〇〇した〇〇のある丁字路を〇折した〇〇メートルほどの場所です。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、11ページの写真でございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当2番、鈴木新一委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（鈴木新一委員） 当該農地は以前から生産緑地に指定されていまして、前からきれいに整地されております。最近、お父さん、お母さんの介護等があったためにほとんど耕うん管理のみで、多少自宅の近くで自家消費のための野菜を栽培されている程度でした。少し前までは枝豆とかブロッコリーを作られまして、市場出荷されていました。

この〇〇さんは、主たる従事者は〇歳代前半の方で、御存じの方もいらっしゃると思うんですけども、私の前の農業委員をされていました。それから、奥さんは〇歳前半の方で就農経験があります。主だった農機具もそろっていまして、また、納税猶予を受けた場合に終身営農になるということもよく認識されていまして、特に問題ないかと思えます。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と2番、鈴木新一委員より相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の

議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3 番、大塚委員。

○3 番（大塚一宏委員） 3 番、大塚です。

被相続人の耕作面積が〇〇平米あって、そのうちの〇〇平米を納税猶予を受けるわけですよ。では、そのほかのところは生産緑地とかそういうふうにはなっていないのですか。

○2 番（鈴木新一委員） ほかの土地について、田んぼと畑が……

○3 番（大塚一宏委員） 田んぼがあるんだ。

○2 番（鈴木新一委員） ええ、田んぼを持っています。〇〇の東側ですね。そちらのほうも、このところ作られてないのですけれども、きれいに耕うんされて整地されています。

○3 番（大塚一宏委員） これは生産緑地なんですか。

○2 番（鈴木新一委員） その他の土地については恐らく相続税の納税のために一部売却されるのではないかと思います。

——— 田んぼのほうは生産緑地には入ってないの声あり ———

○3 番（大塚一宏委員） 入ってないでしょう。

○2 番（鈴木新一委員） ええ、あちらのほうは調整区域ですので、〇〇の西側ですか。

——— 道路からこっちが調整区域の声あり ———

○2 番（鈴木新一委員） そうそう、〇〇が予定されているところは調整区域ですので。

○3 番（大塚一宏委員） そうか、そうか、道路の東側は調整なんだ。

○2 番（鈴木新一委員） ええ。そのまた間にも田んぼを持っているんですね、田んぼと畑を。1 番のほうからずっと上のほうに、あそこの近くにあるんですね。〇〇のまた道路の反対側にも田んぼを持っていまして、詳しいことは聞けなかったんですけれども、恐らくそこら辺は売却されて相続税を納めるのではないかと思います。

○3 番（大塚一宏委員） はい、分かりました。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ほかになければ、挙手にて採決をしたいと思います。

それでは、議案第 3 号について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第 4 号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第4号にまいります。特定都市農地貸付の承認の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第4号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定都市農地貸付の承認の件でございます。

こちらは、特定農地貸付法というもともとある法律の仕組みに都市農地貸借円滑化法の規定を準用するという内容で、この法律の内容をご説明する資料を用意させていただきました。資料3-1、資料3-2でございます。

資料3-1が、事業者からの特定都市農地貸付の承認申請書でございます。こちらでございますが、資料3-2の1枚めくっていただいた右側のページ、都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）のこのページの真ん中あたりの図で、農地所有者から開設者がまず農地を借りて開設する者として協定を締結していただきます。貸し農園として開設をするといったような内容です。

これについて、市との三者協定を締結します。その三者協定を締結しましたら、開設者のほうは貸付規程を作成します。貸付規程を添付した形で当農業委員会に対しまして開設者から都市農地の貸付けの承認申請書、資料3-1を提出されまして、添付されている書類の内容などを審査した上で承認をし、それに基づき土地所有者が開設者に貸し付けるというものです。開設者は農地所有者に代わり、個々の利用者に対して貸し農園として貸付けを行うというような仕組みでございます。

それが今までの特定都市農地貸付けと何が違うのかといいますと、都市農地貸借円滑化とありますが、例えば年限5年間と決めましたら、自動更新はせずに、5年をもって返してもらうことができる、法律上自動更新はしないというふうになっていますので、書いてないから返してくださいとはっきり言えるといったような法律でございます。

また、特定農地貸付法ですと、今回承認のあった都市農地貸借円滑化での手続にプラスして、もうワンクッション、農地所有者が1回、これでしたら地方公共団体、八潮市、もしくは市街化調整区域であれば農地中間管理機構に1回貸してから、そこが事務的な手続をやるというふうになるのですけれども、そのやり取りを省略ができるというふうなものでございます。

平たく言いますと、都市農地の貸借円滑化につきましては、市街化区域内の生産緑地について貸付けができるというふうなものでして、また、大きなところといたしましては、資料3-2の3ページ目をご覧くださいまして、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の概要というところで、マーカーしたものですが、こちら真ん中よりちょっと下あたり、(2)で、特定都市農地貸付けの承認というのがあるというふうなものでございます。

なかなか全て読み込むのは骨が折れるのですが、今お示したこのページの1枚めくっていただいて、イラストが多く描いてあるこのページ、(3)事業計画の認定の基準の一つ下の表にありますとおり、この法律に則って貸付けを行った農地につきましては、納税猶予の対象、主たる従事者証明を出すことができます。といいますのが、資料3-1の一番下、四角で囲ってある部分です。(年間の従事する業務及び日数等について記載)というところ、これに基づいて農作業を行っているというふうに証明ができれば、主たる従事者としての証明については当委員会のほうで行うとなりますので、人に貸しながらも主たる従事者証明を受け、納税猶予の対象農地とすることができるといような手続でございます。

活用などをお考えの方は、個別でお話をしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、次第の12ページ目に戻ります。

申請者をご覧の法人でございます。令和4年に申請があった〇〇というシェア畑をやっている会社の別というか、のれん分けのような会社だそうです。所在につきましてはご覧の2筆、面積が2筆で〇〇平米でございます。全部で66区画の計画です。

場所のほうの説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、13ページ目をご覧ください。

市役所の〇側の出口を出まして直進して〇つ目の信号、〇〇交差点を〇折し、〇〇方面に〇〇キロメートルほど〇へ進みます。〇〇を渡り、最初の信号、〇〇通りを〇折して、〇〇メートルほど進み、〇〇がある変則の交差点を〇折して〇〇メートルほど進みますと、地図に着色したご覧の土地でございます。

現地の様子は14ページないし15ページでございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の15番、臼倉明久委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○15番(臼倉明久委員) 15番、臼倉です。

先日2月18日に現地調査を行いました。現地はとても管理の行き届いた農地でございました。問題ないと確認いたしました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と15番、臼倉明久委員より特定都市農地貸付の承認の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

5番、福岡委員。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

この案件なんですけれども、これは事業者が、所有者の〇〇さんに話を持ってきたのか、それとも〇〇さんが話をしたのか、どういう経緯で進んだのですか。

○議長 事務局、分かりますか。

○事務局 ただいまのご質問で、どういったいきさつでこの話がまとまったかというところでございますが、事務局には、一番最初は農協さんが参りました。農協さんがいらっしゃって、民間の会社と地主さんと、農協さんの名前を入れて、それで市役所の名前を入れて、四者で契約書を作れないかという、最初にお話をされていまして、法律の規定では基本的には農園開設者と農地所有者と、あと市ということで三者協定ですので、入れるとすると農協さんはどの立場かなどというような形である程度話はしました。ただ、具体的にどっちからどういうふうなお話があってこれが成立したかということは私どもは聞いてないのですが、その経緯から推測するに、農協さんがお話を持っていたのではないかというふうな推測はあります。

以上です。

○3番（大塚一宏委員） もしくは逆に農協が、この〇〇さんが農協にこういうのはどうか、聞きに行ったか。

○議長 それで農協が動いたと、よろしいですか。

ほかにございますか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

これは図面を見ると14ページに農具置場とかあるんですけれども、農具置場になると、建物を建てるようになると、そうすると基礎ができるから農地ではどうなのかなと思うんですけれども、ビニールハウスみたいなものを建てて資材置場にするには多分オーケーだと思うんですけれども、プレハブになっちゃうと、建物……

○3番（大塚一宏委員） プレハブは駄目。

○6番（飯山敏行委員） ブロックを置けばいいんだから。

○3番（大塚一宏委員） そうだね。

○6番（飯山敏行委員） たしか違うはずだと思うんですけれども、事務局に……

○事務局 基礎があってもなくても、柱があって屋根があったら原則的に建築物でして、よくそれは皆さんの誤解されているので……、この物件について、農具置場と表記されているものについては、規模構造によって建築物として判断されないものがございます。具体的に人が入れないような構造ですね。すごく背が低いとか、一応建築基準法で中に人が入ったときの安全性というところをよく言いますので、雨よけだけの高さ1.4メートル未満くらいのと

ころで、農具を引っかけるだけだとか、奥行きが1メートルもないようなとかというような、その程度のものという、農業に係る資材を置くためのものというところでやりますので、それを遵守した上でのものと伺っています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 説明をちょっと聞きそびれたかもしれないですけども、こういった事例の実績というのはあるんですか。この会社って、何か所くらいあるか。

○事務局 この関係の事例で、都市農地貸借円滑化の法律を適用した農地の貸し借りの事例については、八潮市においては令和4年の案件と今回のもので、2件目でございます。

以上です。

○2番（鈴木新一委員） ○○の○○のほうでしたか。

○事務局 そのとおりです。

○2番（鈴木新一委員） ほかに他県とか他市町などありますか。

○事務局 他県についてもインターネットで調べました。シェア畑でやっている○○さんは日本全国で割と多くやっています。今回申請のあった○○さんについては首都圏で、あと兵庫県のほうでもやっているそうですが、例えばマンションで屋上とかで、流山セントラルパーク駅のすぐ前で公園の中でやっているとかというのを、割と都市の住民に向かっての施設を整備しているという実績がありました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○2番（鈴木新一委員） すみません、確かにビルの屋上とかで5平米とか6平米、こういう小さい規模のやつをよく聞きますけれども、なかなかこういう畑を使つてのこんな規模の小さい農園をやるというのはどうも大丈夫なのかなという感じがしたので。

○議長 5平米というのは畳3枚。

○事務局 3枚……、八潮市で今までご案内していたのが30平米くらいの市民農園でご案内しているような規模なんですけど、30平米だと管理し切れない方も中にはいらっしゃいますし、今回のこの法人さんが入った形での貸し農園は面積も狭いですし、種ですとか肥料といったものもくれるそうですので、その代わり月○○円くらいかかるのですけれども、駅前のほうだと月○○円くらいかかる。お金はかかるけれども、その分手ぶらで手軽に農業ができるというのが割と向いているようなので。

○議長 ですから、年間〇万円くらい取れるんです。

○2番（鈴木新一委員） この前ちょっと聞いたときにも、市民農園なんかもそうなんですけれども、周りを歩いて入れるくらいの規模でないとなかなか大変だという話があったので、この6平米で通路を作っちゃうと本当に実際に植え付けられる部分はほんのちょこっとなかなかないなと思ったので、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 参考までになんですが、もし分かったらなんですけれども、これって所有者さんへ幾らくらいで借りれるのか。

○事務局 すみません、そちらについては書類がありませんので、分かりません。

○議長 ざっと計算して年間〇万円ということは……、66で計算して、この開設する人は。

○3番（大塚一宏委員） そんなに、でなくて、逆に所有者に幾らで借りて、要するに幾らもうかるというか、それが知りたい。

○議長 年間〇万、66で計算すると、その開設者でしょう。

○3番（大塚一宏委員） 会社がもうかるのではなくて、開設者が幾らで借りるか、所有者に。

○議長 所有者に幾ら払うのか。

○3番（大塚一宏委員） そうそう。

——— 委員よりの声多数あり ———

○議長 ほかに。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 今案件があるのですけれども、66区画あって、これ、半分来たとしても30人くらい来ると思うんです。その駐車場って明記されてないので、例えば道端にずっと止められたら近隣迷惑になっちゃうと思うので、その点はどうか、ちょっとお聞きします。

○議長 事務局のほうで。

○事務局 駐車場についてお答えします。

お配りしております次第の14ページの残渣置場と書いてあるすぐ北側の台形の土地がありますが、こちらがコインパーキングで農地転用届けがきています。お話があった際に事業者に、自転車ないし車が路上駐車できるような道幅ではないのですけれどもということでお話をしたところ、このコインパーキングを駐車場にと考えて設置したということをお話しされましたので、駐車場については大丈夫です。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の16ページをお開きください。

まず、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、住宅敷地2件、資材置場1件の合計3件の届出を受理いたしました。

続いて、17ページをお開きください。

18ページにかけて掲載されております報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、住宅敷地3件、駐車場敷地5件の合計8件の届出を受理いたしました。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、お目通しいただきたいと思います。その後で質問等がありましたらお願いをいたします。次第16ページから18ページになります。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告につきまして何かご質問がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

12番、石井委員。

○12番（石井清巳委員） 12番、石井です。

先ほどあった報告は、報告第2号の貸し駐車場というのがこれですか、14ページの。

○議長 事務局。

○事務局 はい、石井委員のおっしゃっていたとおり、先ほどの議案第4号の案件の駐車場はどこだというお話が出たかと思うんですが、17ページの番号3番、こちらが先ほどの駐車場に当たる部分になります。

以上です。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、報告事項が1件、協議事項が1件ございます。

初めに、依頼事項、農地利用最適化推進1・1・1運動の報告書について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4をご覧ください。

農地利用最適化推進1・1・1運動の活動報告についてでございますが、こちらは1枚目でございますとおり、埼玉県農業会議より今年も報告の依頼がございました。

1・1・1運動とは、こちらの資料1ページでございますとおり、各委員一人一人が1年間で1件、農地利用の最適化に向けた活動をしようという運動のことで、毎年、年度末に埼玉県農業会議のほうに活動報告を提出することになっているものです。

この農地利用の最適化というのは、耕作放棄地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約、新規就農の促進、こういったことに向けた活動ということになっております。

1ページから4ページにかけては、こちらに要領となっておりまして、活動の取組に当たっての説明が記されております。そして具体的にどのように記入したらよいかということを5ページにございます様式1、記入例として取組内容とその記載の仕方が示されております。ただ、こちらはあくまでも例ですので、このように立派な事例でなくても構いません。

なお、各農業委員会に一つずつ、農業委員会の活動結果報告と代表的な委員さんの活動事例の2種類を県に報告することになっております。

参考までに、7ページに令和5年度の八潮市農業委員会の取組内容、8ページに委員さんの活動報告の代表として大塚委員の取組内容、9ページに令和4年度の八潮市農業委員会の取組内容、10ページに委員さんの活動報告の代表として福岡委員の取組内容、11ページに令和3年度の八潮市農業委員会の取組内容、12ページに委員さんの活動報告の代表として鈴木隆委員の取組内容をそれぞれ書いていただきました。

また、13ページから16ページにかけて、県内の優良事例を添付しましたので、これらを参考に報告書の作成をお願いいたします。

一番最後に、様式1とあります委員さんの個表という報告用紙が1枚ペラで入っております。

すが、先ほどの記入例などを参考にして、皆さんに提出していただければと思います。必ずしも成果が出なくても構いませんので、何かやっても効果がなかなか出なかったとか、まだ継続中とか、そういった感じでも構いませんので、こちらの様式に書いていただき、来月の総会までに提出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明につきまして何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、1・1・1運動報告書につきましては、3月の総会までをお願いいたします。

次に、報告事項、先月の生産緑地の買取申出に伴う取得のあっせんの依頼、その結果について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地の買取申出に伴う取得のあっせんの依頼につきましては、依頼がございました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、協議事項、四市町農政研究会合同研修会に関する意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、お手元にごございます資料1をご覧ください。

こちらは、本年の幹事市となります三郷市農業委員会から、四市町農政研究会のアンケートがきてございます。

内容としましてはやり方についてなんですけれども、裏面のほうを見てください。選択が3つございます。

今までどおり令和5年や6年と同じように開催をする、内容につきましては〇〇で研修会及び懇親会を開催、会費を〇〇円から〇〇円に引き上げ（会費見込みは〇〇円から〇〇円）。

2点目としまして、研修会を三郷市役所等公共施設で開催し、懇親会を三郷市内の飲食店で開催する。こちらの場合ですと会費を引き下げ（会費見込み〇〇円以下）、各市町から研修会場への送迎のバスはない。研修会場から懇親会場へは飲食店バスで移動、こちらにつきましては二、三回に分けてとなります。懇親会場から三郷中央駅に送迎ですけれども、こちらについても2から3回に分けて行います。

3点目としましては、1と2以外のもの、その他ということで、こちらは自由記載になっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、こちらにつきましては令和7年2月28日までの提出となっておりますので、今回の

総会でお決めいただければ、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございました。四市町の合同研修会を開催することについて、今年三郷が幹事市でございまして、八潮市農業委員会のほうとしてはどのように審議するかということなんですけれども、ご意見がありましたらお願いいたします。

なお、参考までに来年は八潮市が幹事市でございます。どうしますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

場所を、例えば三郷市役所の公共施設で開催し、とか書いてあるのですけれども、それで懇親会をまた移動する、それは面倒くさいことなので、同じ場所で、だから、私としては1番の〇〇さんでやって、そこで懇親会をする、そのほうが移動しなくて時間的にもいいのかなと思います。

○議長 分かりました。

○6番（飯山敏行委員） これは八潮市の意見で出すわけですね。

○議長 そうです、八潮市農業委員会の意見を出すんです。

では、鈴木委員がおっしゃった①番に賛成の方、ちょっと挙手をお願いいたします。

——— 賛成者挙手 ———

○議長 分かりました。

では、①で、返答をお願いいたします。

最後になりますが、次の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回3月の総会につきましては、令和7年3月25日火曜日、午後2時よりいつもの市役所3階の3-4の会議室を予定しておりますが、もしかしたら、今回のように変更になるかもしれませんので、開催通知を送るときに改めてお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より3月の農業委員会総会のご案内がございましたが、それでは、最後に皆様から全体を通しまして何かございましたら、お願いをいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

1・1・1運動のことなんです、私、今までは何かあってちゃんと書けたのですが、今回は特に何もないので、どうしたものかという、出さないといけないですね。

○事務局 はい。お願いします。

○3番（大塚一宏委員） これはだから予定でもいいのですか。

○事務局 予定でも、先ほどお話をしたようにやっている途中だとか、やったけれども、駄目だったでもいいし。

○3番（大塚一宏委員） 自分でここはずっと耕作地で、これを何とかさんに依頼してみようかなとか、そういうことでもいいのですか。

○事務局 はい、してみようかなでも、予定で大丈夫です。

○議長 ほかにございますか。

事務局長。

○事務局長 それでは、1点、事務連絡でございます。

毎年この時期にお伝えしていることなんですが、総会資料など個人情報が含まれている書類が家にある場合、一步間違えますと個人情報の流出等、大変なことになってしまいますので、総会のときにお持ちいただければこちらのほうで処分いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

そのほかに何かございましたら、ないですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 皆さん、慎重審議、ありがとうございました。やっと寒さも癒えて、何をやってもいい気候になりそうですけれども、至るところ火が発生して、火事になると保険では償えないものを失うことが多々ありますので、皆さんお気をつけていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございます。これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時13分